

2019年10月24日

坂戸ガス株式会社

2019年台風19号により被災されたお客さまに対するガス料金の特別措置について

2019年台風19号により被災されました皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

このたび、同台風により被災された地域に災害救助法が適用されました。

これに伴い、坂戸ガス株式会社は、被災されたお客さま等からお申し出を受けた場合に、下記のとおり、ガス料金の特別措置を講ずることといたします。

なお、「託送供給約款（小売託送）」に関する特別措置は、10月24日に、関東経済産業局長へ、「託送供給約款等以外の供給条件」の実施について認可申請を行い、即日認可されたものです。

記

1. 適用対象

災害救助法が適用された地域【別紙】で被災され、お申し出いただいたお客さまに適用させていただきます。

2. 特別措置の内容

(1) 災害救助法が適用された地域において被災されたお客さまへの対応

① 災害救助法の適用日時時点で当社とガス契約を締結しているお客さま

- i) 9月（支払期限日が災害救助法適用日以降のもの）、10月、11月検針分のガス料金の支払期限^{※1}を1か月間延長いたします。
- ii) 被災日の属する料金算定期間の翌料金算定期間から6か月間^{※2}において、被災が原因でガスを全く使用されなかった場合については、ガス料金の基本料金を申し受けません。

② 災害救助法が適用された地域で被災されたお客さまで、被災に起因する転居等により、新たに当社とガス契約を締結するお客さま

- i) 10月、11月使用開始分のガス料金の支払期限^{※1}を1か月間延長いたします。

※1 支払期限：支払義務発生日の翌日から起算して50日目をいいます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日目が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び1月4日、5月1日、12月30日）の場合は、その直後の休日でない日となります。

9月、10月検針分の料金は消費税率8%、11月検針分の料金は消費税率10%を適用いたします。

※2 検針日によって、10月から翌年3月までのケースと11月から翌年4月までのケースが発生します。

3. 特別措置の申込方法

坂戸ガス株式会社

営業サービス部 料金グループ

【電話】 0120-35-2025 (フリーダイヤル)

049-284-9000 (代表)

【受付時間】 平日の8:30~17:15

以上

災害救助法が適用された地域（2019年10月16日時点）

①当社供給区域に含まれる市区町村

県	市区町村	法適用日
埼玉県	坂戸市、鶴ヶ島市、川越市、比企郡鳩山町	10月12日

②当社供給区域に含まれない市区町村

災害救助法適用行政区のうち、当社供給区域に含まれない行政区の最新情報は、内閣府「防災情報のページ」をご確認ください。